



島根県報

令和7年3月11日（火）

号外 第 2 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始(2件)	(")	3

告 示

島根県告示第121号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江木次線	雲南市大東町大東1575番6地先から同1453番2地先まで	前	メートル 17.50～ 39.74	メートル 276.55	雲南県土整備事務所 管理幅変更 拡幅 減幅
			後	メートル 17.50～ 39.74	メートル 276.55	

島根県告示第122号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田美都線	浜田市鍋石町628番2地先から同地先まで	メートル 74.00	令和7年 3月11日	浜田県土整備 事務所	

島根県告示第123号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	珍崎浦郷港線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷2219番7地先から同2217番4地先まで	メートル 167.55	令和7年 3月11日	隠岐支庁県土整備局	